

先進医療として実施されている技術とその評価について

※第1回先進医療会議（平成24年10月24日）

において了承

- 先進医療として実施されている技術の評価については、以下の取扱いとする。

(1) 保険導入等の検討（診療報酬改定時）

① 対象技術

- ・ 当該年6月30日先進医療告示に掲げられている先進医療Aの全ての技術
- ・ 薬事未承認の医薬品等を伴わない先進医療B
(総括報告書が提出されているものに限る)

② 方法

- ・ 診療報酬改定時に対象技術の保険導入の可否について、書面評価及び本会議での検討を行い、その結果を中医協へ報告する。
- ・ 先進医療として「継続」と評価された先進医療Aの技術については、必要に応じて施設基準の見直しを行う。

(2) 総括報告書（試験終了時）

① 対象技術

- ・ 先進医療Bの全ての技術

② 方法

- ・ 申請医療機関は試験が終了した場合に、総括報告書を事務局に提出する。
- ・ 薬事未承認の医薬品等を伴わない先進医療Bについては、技術審査部会において技術的な評価を行った上で、保険導入等の検討を診療報酬改定時に先進医療会議で行う。